

○小牧市人材確保支援補助金交付要綱

令和5年3月31日

4小商第1744号

(通則)

第1条 小牧市人材確保支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、市内の中小企業者等が必要な人材の確保を図り、事業の安定及び発展に資するため、求人マッチングサイトに登録し、及び合同企業説明会に出展した際に要する費用の一部を補助することにより、雇用の促進及び地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

(2) 求人マッチングサイト 次に掲げる要件のいずれにも該当し、第2条の目的に資するものとして市長が認めた就職活動マッチングサイトをいう。

ア 登録をした中小企業者側が登録された学生等の情報を自由に検索することができ、及び直接学生等にアプローチ又はスカウトをすることができる逆求人型サイトであること。

イ 地元の企業に就職したい地元の学生等と地元企業とのマッチングにより、定職化及び定住化が見込まれる仕組みが作られていること。

(3) 合同企業説明会 複数の企業等が参加し、就職又は転職を希望する

者に対し、当該企業等の紹介及び説明を行うもの（オンラインで開催されるものを含む。）をいう。ただし、一般に公開されていないもの及び商工会議所、ハローワークその他の公的機関が主催するものを除く。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている者
- (2) 市税の滞納のない者
- (3) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (4) 次に掲げる者に該当しない者
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業その他これに相当すると市長が認めた業種を営む者
 - イ 消費者金融業を営む者
 - ウ その他市長が不適切と認める業種を営む者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 求人マッチングサイトの登録に要した費用
 - (2) 合同企業説明会の出展料
- （補助金の額）

第6条 市は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助対象者に交付する。ただし、その限度額は、1年度につき前条第1号に該当するものにあっては15万円と、第2号に該当するものにあっては20万円とする。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小牧市人材確保支援補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア 申請者が法人である場合 当該法人の登記簿謄本（3月以内に作成されたものに限る。）又はその写し

イ 申請者が個人事業主である場合 当該個人事業主の開業届又は直近の確定申告書類又はその写し

(2) 直近の納税証明書（市税の滞納がないことが証明されているもの）

又はその写し

(3) 領収書又は請求書及び当該請求書に係る支払記録のある通帳の写し
その他の補助対象経費の支払いを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 規則第12条の規定による実績報告は、前項の申請をもって、これに代えるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、小牧市人材確保支援補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 規則第13条の規定による額の確定通知は、前項の通知をもって、これに代えるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請の取下げをしようとする者は、前条の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の請求をしようとするときは、第8条の通知を受けた日から起算して20日以内に小牧市人材確保支援補助金交付請求書（様式第3）

以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

(交付の決定の取消等)

第11条 市長は、交付決定者が規則若しくはこの要綱の規定に違反した場合又は虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、当該取消しに係る部分に關し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和6年6小商第2913号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第7条関係）

（表）

小牧市人材確保支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）小牧市長

住 所

名 称

代表者名

小牧市人材確保支援補助金について、下記のとおり交付を申請します。

記

1 補助の交付の対象となる事業に要する経費及び補助金交付申請額

	補助事業に要する経費 (消費税及び地方消費税 相当額を除く。)	補助額交付申請額
求人マッチング サイト	円	円
合同企業説明会	円	円
計	円	円

2 添付資料

(1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア 申請者が法人である場合 当該法人の登記簿謄本（3月以内に作成されたものに限る。）又はその写し

イ 申請者が個人事業主である場合 当該個人事業主の開業届又は直近の確定申告書類又はその写し

(2) 直近の納税証明書（市税の滞納がないことが証明されているもの）又はその写し

(3) 領収書又は請求書及び当該請求書に係る支払記録のある通帳の写しその他補助対象経費の支払いを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(裏)

誓約書

私（法人・個人事業主）は、小牧市人材確保支援補助金の交付申請に当たり以下のことを誓約します。

- ・代表者・役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下暴力団員等という）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。
- ・小牧市長が必要と認めた場合には、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等であるか否かの確認のため、「小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき愛知県小牧警察署長へ照会がなされることに同意します。

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

申請者

住所

法人名（個人事業主の場合は屋号）

代表者役職・氏名（署名（法人の場合は、記名押印も可）

（生年月日　　年　　月　　日）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第8条関係）

小牧市人材確保支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日 付けで申請のあった小牧市人材確保支援補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金額 金 円

2 交付条件 次に掲げる事項に該当した場合は、補助金の交付の決定を取り消すとともに、その返還を求めることがあります。

- (1) 市費補助金等の予算執行に関する規則又は小牧市人材確保支援補助金交付要綱の規定に違反した場合
- (2) 虚偽の申請又は不正な行為により補助金の交付を受けたことが判明した場合

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第10条関係）

小牧市人材確保支援補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）小牧市長

住　　所

名　　称

代表者名

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた補助金
について、下記のとおり請求します。

記

1　請求金額　　金　　円

2　口座振込先

金融機関名	預金種類	口座番号	(フリガナ) 口座名義
銀 行 信用金庫	普通 ・		
本・支店	当座		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。